

上峰町住民税非課税世帯に対する重点支援給付金のご案内

令和6年度住民税非課税世帯に対して
一世帯**3万円**(+子ども一人あたり**2万円**)を支給します

支給要件	<table><tr><td data-bbox="142 424 235 555">対象</td><td data-bbox="235 424 1413 555">令和6年12月13日時点で、上峰町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の住民税均等割額が非課税である世帯</td></tr><tr><td data-bbox="142 555 235 969">対象外</td><td data-bbox="235 555 1413 969"> ・住民税均等割額が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯 ・世帯全員が、住民税均等割が課税されている別世帯の親族から扶養を受けている世帯 ・租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯 ・他市町村で本給付金を受給された世帯 ・令和6年1月2日以降に入国又は出生者を世帯主とする世帯 </td></tr></table>	対象	令和6年12月13日時点で、上峰町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の 住民税均等割額が非課税 である世帯	対象外	・住民税均等割額が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯 ・世帯全員が、住民税均等割が課税されている別世帯の親族から扶養を受けている世帯 ・租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯 ・他市町村で本給付金を受給された世帯 ・令和6年1月2日以降に入国又は出生者を世帯主とする世帯
対象	令和6年12月13日時点で、上峰町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の 住民税均等割額が非課税 である世帯				
対象外	・住民税均等割額が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯 ・世帯全員が、住民税均等割が課税されている別世帯の親族から扶養を受けている世帯 ・租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯 ・他市町村で本給付金を受給された世帯 ・令和6年1月2日以降に入国又は出生者を世帯主とする世帯				

支給のお知らせが届いた世帯
→手続きが**不要**

(1) 手続きは不要ですが、次の場合は**届け出が必要**ですので、「受給辞退・口座変更等届出書」を期限までに提出してください。

- ① 振込先の変更を希望される場合
- ② 支給要件の「対象外」に該当される場合

(2) 届け出期限
令和7年4月24日(木)必着

(3) 期限までに届け出がなかった場合は、通知した口座にお振込みします。

確認書または**申請書**が届いた世帯
→手続きが**必要**

(1) 手続きが必要です。届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送または上峰町役場健康福祉課までご持参ください。

(2) 提出期限
令和7年6月30日(月)消印有効

(3) 期限までに返送がなかった場合は、**本給付金の受給を辞退したもの**とみなします。

お問い合わせ